第３章　消防用設備等別設置基準

第１節　消火設備

第１　消火器具

１　消火器具の設置場所は，政令第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに省令第 6 条第 6 項及び第 9 条第 1 号から第 3 号までの規定によるほか，次によること。

(1) 省令第 6 条第 6 項に規定する「防火対象物の各部分」には，ピロティ，ポーチ等で屋内的用途に供しない部分，吹きさらしの廊下，バルコニー，ベランダ及び屋外階段の部分で，床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。

(2) 省令第 6 条第 6 項に規定する「歩行距離が 20m以下」とは，通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって，机，いす，じゅう器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は，当該歩行に障害となる物件を避け，実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。また，一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。

(3) 避難階以外の階で，開口部のない壁で区画されている場合は，当該区画された部分ごとに消火器具を設置すること。

(4) 一住戸に二階層以上有する共同住宅は，一住戸を一階層とみなし，歩行距離を 20m以下ごとに配置することができる。

(5) メーターボックス等に設置する場合は，専用の扉を設ける等，使用に際し容易に持ち出せる措置を講じること。

(6) 能力単位の数値

省令第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定による能力単位の数値の算定については，1 未満の端数がある場合は，切り上げるものとすること。

(7) 劇場，映画館その他客席を設けるもの又は体育館，プール，展示場その他大空間を有するもので，当該部分から消火器の歩行距離が 20mを超える場合は，能力単位の数値が満足するものに限り，政令第 32 条の規定を適用し，当該部分の通行，観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。

(8) 精神病床，認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で，精神疾患の患者，認知症の者等のいたずらによる使用，損壊，撤去等が著しく有効に機能を達しえない状況で，保守管理に支障をきたすと認められるものにあっては，能力単位の数値が満足するものに限り，政令第 32 条の規定を適用して，防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離 20mを超えて，職員が常駐する室に集中して設置することができる。

２　付加設置

(1) 電気設備

省令第 6 条第 4 項に規定する「変圧器，配電盤その他これらに類する電気設備」とは，次に掲げるものをいうものであること。

ア　高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

イ　燃料電池発電設備

ウ　内燃機関を原動力とする発電設備のうち，固定して用いるもの
エ　蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）
オ　急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）
(2)　火気を使用する場所
省令第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場，ボイラー室，乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは，次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。
ア　熱風炉
イ　多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
ウ　据付面積 2 ㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
エ　ちゅう房設備（当該厨房設備の入力（同一ちゅう房室内に複数のちゅう房設備を設ける場合には，各厨房設備の入力の合計）が 21 キロワット以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
オ　入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては，劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
カ　ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
キ　乾燥設備（入力が 5.8 キロワット以下のもの，乾燥物収容室の据え付け面積が 1 ㎡未満のもの，乾燥物収容室の内容積が 1 ㎡未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
ク　サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
ケ　入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
コ　火花を生じる設備
サ　放電加工機
(3)　屋外の取扱いについて
政令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の屋上又は屋外に、前(1)及び(2)に掲げる設備が設置されている場合は，屋上や屋外を防火対象物の一部とみなし，努めて消火器を設置すること。

3　標識

省令第 9 条第 4 号に規定する標識は，次によること(第 1-1-1 図参照）。
ただし，周囲の状況及び色の対比等により，これによらなくとも十分認識できると認められる場合(第 1-1-2 図参照）にあっては，この限りでない。
(1)　標識の大きさは，短辺 8 ㎝以上，長辺 24 ㎝以上とすること。
(2)　地を赤色，文字を白色とすること。
(3)　文字の大きさはおおむね 2.5㎝ 角以上とすること。

〔標識の大きさ〕

地　：赤色

文字：白色

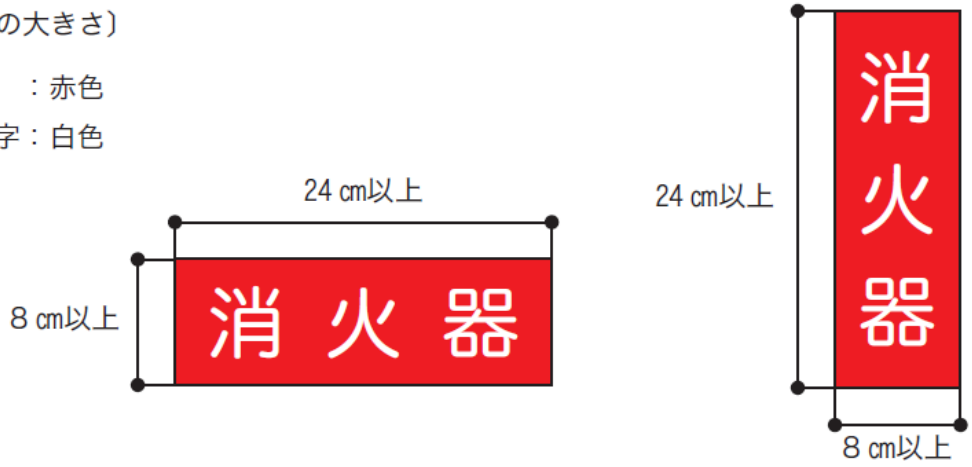

第 1-1-1 図

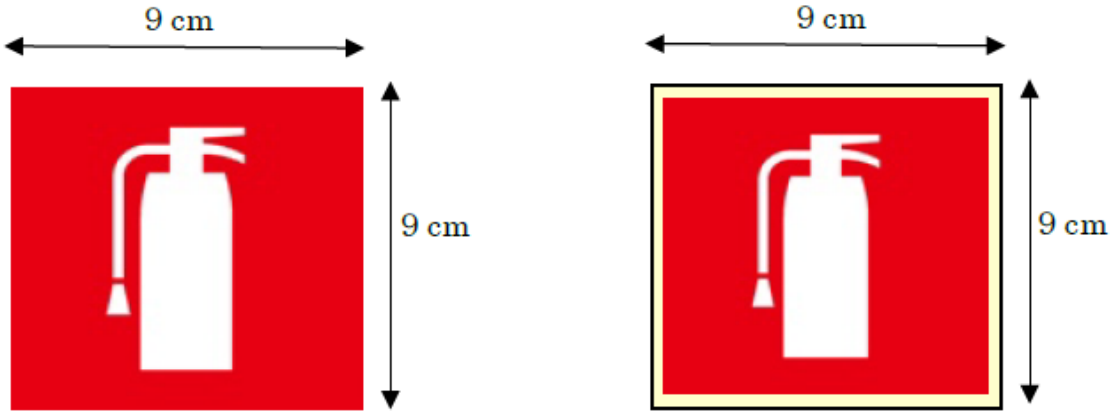

第 1-1-2 図

第２　屋内消火栓設備

１　ポンプの併用又は兼用

(1) 省令第 12 条第 1 項第 7 号ハ(ﾆ)ただし書きの規定による他の消火設備ポンプの併用又は兼用する場合の「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は，次により取り扱うこと。

ア　同一防火対象物で他の消火設備と加圧送水装置を併用又は兼用するものにあっては，次によること。

(ｱ) ポンプの吐出量は，各消火設備で規定する吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

(ｲ) 一の消火設備としてポンプが起動した際に，他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

(ｳ) 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で，管理権原が同一の場合に限る。）は，次の場合に限り加圧送水装置を兼用することができる。

ａ　棟に至る配管は，原則として埋設（共同溝等への敷設を除く。）しないこと。なお，やむを得ず埋設する場合には，加圧送水装置から埋設するまでの間で棟ごとに配管を分岐し，止水弁を設けるとともに，配管に防食施工を施すこと(第 1-2-1 図参照）。

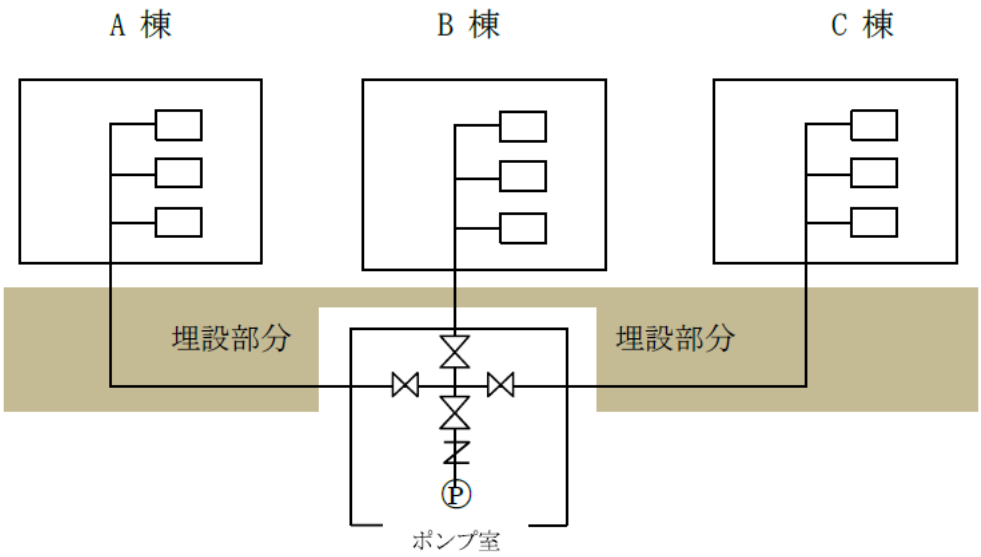

第 1-2-1 図

ｂ　吐出量は，それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

なお，次のいずれかに該当する防火対象物にあっては，当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

(a) 隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの

(b) 防火対象物相互の 1 階の外壁間の中心線から水平距離が 1 階にあっては 3m以上，2 階にあっては 5m以上の距離を有するもの

2　ポンプの設置場所

(1) 政令第 11 条第 3 項第 1 号ホ並びに第 2 号イ(6)及びロ(6)に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」は，次によること。

ア　防火対象物の屋内に設置する場合は，次によること。

(ｱ) 準耐火構造の壁又は床で区画され，壁，床及び天井（天井のない場合においては，屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（以下「不燃区画」という。）とした専用の室（建基令第 112 条に規定する防火区画された階段室の下に設けられた室を含む。）に設けること。

　ただし，不燃区画された機械室（空調設備の不燃性の機器又は炉，ボイラーその他火を使用する設備以外の衛生設備を設ける機械室に限る。）は，この限りでない。

(ｲ) 屋内に面する窓及び出入口の戸は，常時閉鎖式の防火戸とすること。

(ｳ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）には，防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

(ｴ) 給水管，配電管その他の管が，不燃区画の壁又は床を貫通する場合は，当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

(ｵ) 換気，暖房又は冷房の設備の風道が，不燃区画の壁又は床を貫通する場合は，当該貫通する部分又はこれに近接する部分に，防火ダンパーを設けること。

(ｶ) 屋外に面する開口部は，防火設備が設けられていること。

　ただし，1 階に設置され，建基法第 2 条第 6 号に規定する延焼のおそれのある部分以外の部分は，この限りでない。

イ　屋外の独立した建築物等に設置する場合は，次によること。

(ｱ) 主要構造部が不燃材料で造られたもの，その他これらと同等以上に火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない構造のもので，ポンプ庫から防火対象物の外壁まで水平距離が 3m以上離れていること。

　ただし，当該防火対象物の外壁が不燃材料で造られ，かつ，その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合は，この限りではない。

(ｲ) 前(ｱ)に掲げる構造以外のポンプ庫は，ポンプ庫から防火対象物の外壁まで水平距離が 5m以上離れていること。

　ただし，当該防火対象物の外壁が不燃材料で造られ，かつ，その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合は，この限りではない。

(2) ポンプの設置場所には，当該ポンプの設置場所である旨の表示を行うこと。

(3) 開閉弁又は止水弁には，常時開又は常時閉の表示をすること。

3　消火栓箱の表示

(1) 屋内消火栓箱に表示する消火栓の文字の大きさは，1 字につき 20 cm^2 以上とすること。

(2) 消火栓箱の扉表面か裏面のどちらかに，操作方法を示す表示シールを添付すること。

(3) 連結送水管の放水口を併設して収納する屋内消火栓箱の表面には，直径 10 cm以上の消防章又は 1 字につき 20 cm^2 以上の文字の大きさで放水

ロと表示すること（第 1-2-2 図参照）。

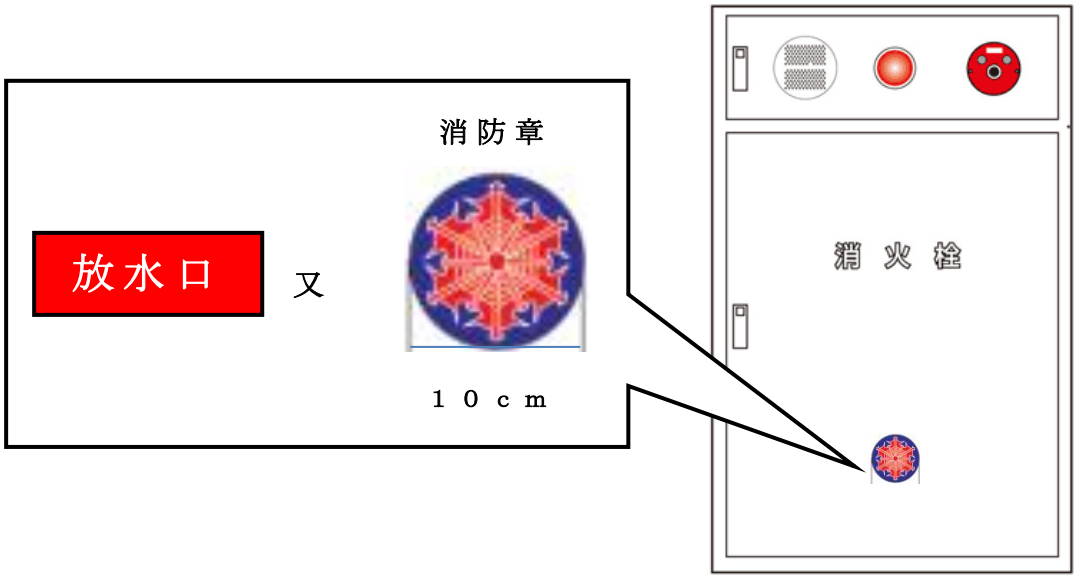

第 1-2-2 図

4　放水距離について

(1) 政令第 11 条第 3 項第 1 号ロ並びに第 2 号イ(2)及びロ(2)に規定する「各部分に有効に放水することができる」とは，間仕切壁等により放水できない部分が生じないよう，消防用ホースを延長する経路，消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し，有効に消火できるよう設けることをいうものであること（第 1-2-3 図参照）。
この場合の放水距離は，おおむね第 1-2-1 表によること。

(2) ピロティ，ポーチ等で屋内的用途に供しない部分，吹きさらしの廊下，バルコニー，ベランダ及び屋外階段等の床面積に算出されない部分については，水平距離もしくは第 1-2-1 表に掲げる放水距離のいずれかを満足した場合，政令第 32 条の規定を適用して，当該部分の警戒を含める必要はないものとして取扱うことができる。

屋内消火栓の種類	水平距離（m）	消防用ホースの長さ Ｌ１	放水距離（m） Ｌ２
１号消火栓	25m	30m	7m
易操作性１号消火栓	25m	30m	7m
２号消火栓	15m	20m	10m
広範囲型２号消火栓	25m	30m	7m

第 1-2-1 表

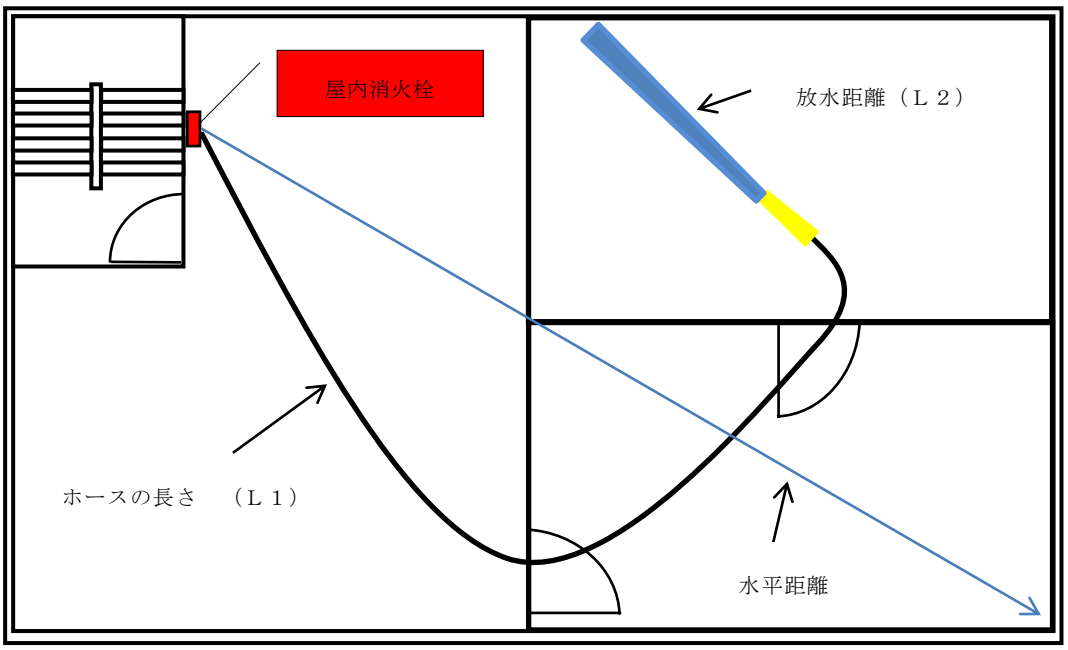

防火対象物の各部分から消防用ホース接続口まで，

Ｌ１＋Ｌ２以下となるよう設けること。

第 1-2-3 図

5　水源について

(1) 他の消防用設備等と併用する場合の水源水量は，各消防用設備等に必要な規定水量が確保できるように，それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。ただし，消防用水（防火水槽を含む。）は，屋内消火栓設備等と水源の使用方法が異なることから，併用をしないこと。

(2) 水源として利用する床置きの水槽は，以下の基準に適合した場合のみ，有効な水源として取扱うこと。

ア　貯水槽，水位計（減水警報装置又は補給水管が設けられている場合は，設置を要しないことができる。），吸水管，溢水用排水管，減水警報装置，補給水管，マンホール，通気管，排水管及びその他必要な機器により構成され，周囲に可燃物が存しないこと。

イ　貯水槽の材質は，耐火性能を有し，かつ，有効な防食処理を施した鋼板製又はステンレス鋼製であること。ただし，次の(ｱ)から(ｳ)に掲げる要件のいずれかを満たした場合，ガラス繊維強化ポリエステル製等のもの（以下「ＦＲＰ製」という。）にすることができる。

(ｱ) 政令第 11 条第 3 項第 1 号ホ及び第 2 号イ(6)並びにロ(6)に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所」に設ける場合

(ｲ) 外気に面する屋上等で，貯水槽と他の建築物等の外壁の水平距離が 5m以上離れている場合(第 1-2-4 図参照)

(ｳ) 前(ｲ)に掲げる水平距離が確保できない場所で，隣接する他の建築物等の外壁が不燃材料で造られ，かつ，その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合

ウ　屋外に設ける鋼板製又はステンレス鋼製の水槽は他の建築物等の外

壁からの水平距離が 3m以上離れていること（第 1-2-5 図参照）。ただし、外壁が不燃材料で造られ、かつ、その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りではない。

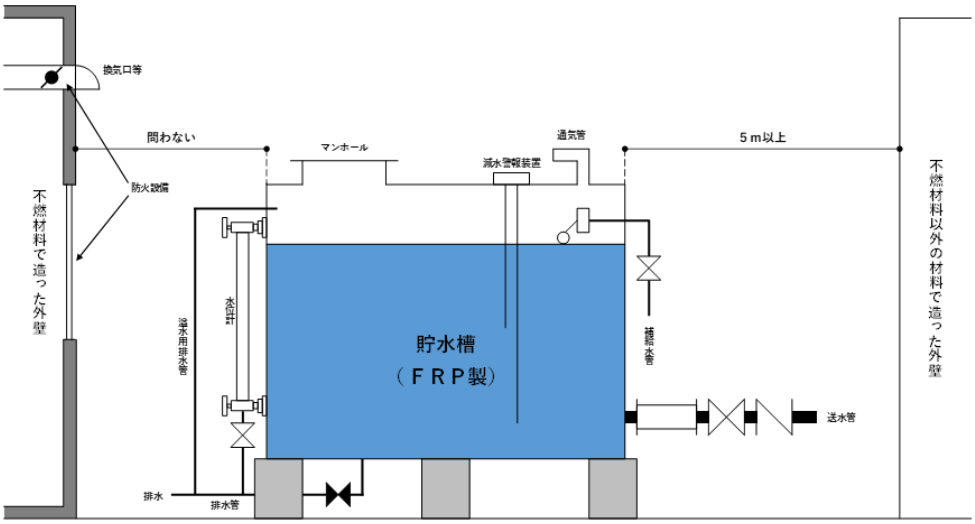

第 1-2-4 図　ＦＲＰ製とすることができる例

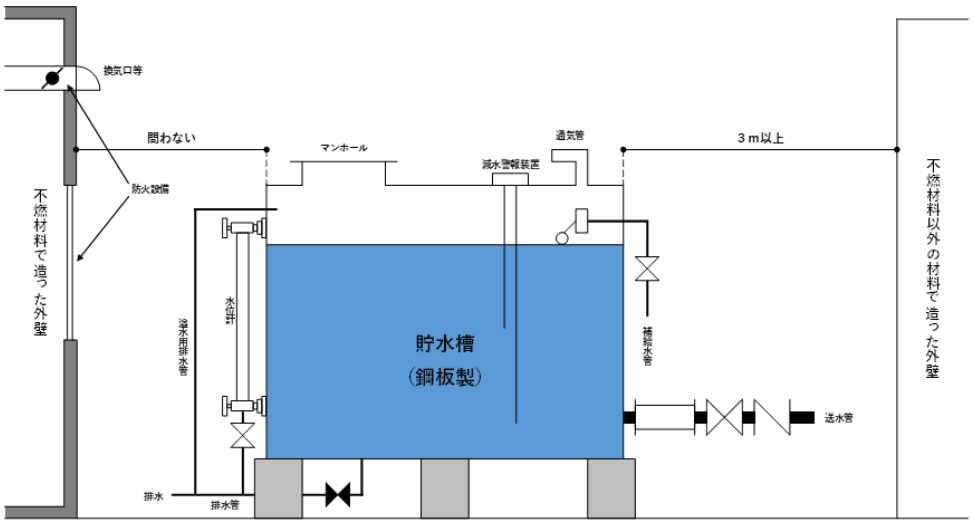

第 1-2-5 図　鋼板製床置き水槽の例

第３　スプリンクラー設備

１　ヘッドの設置の省略等

(1) 省令第 13 条第 3 項の規定によりヘッドの設置を省略できる部分

ア　次の場所は，省令第 13 条第 3 項第 1 号に規定する「浴室，便所その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

(ｱ) 便所又は浴室に付随した小規模な洗面所

(ｲ) 共同住宅等の脱衣所（洗面所を兼ねるものを含む。）

イ　防災センター及び中央管理室は，省令第 13 条第 3 項第 2 号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

ただし，常時人がいる場所で，かつ，消防用設備等又は建築設備の操作盤，監視盤等の機器が設けられている場所（仮眠室，休憩所等を除く。）に限ること。

ウ　ポンプ室，衛生設備，ボイラー，給湯設備，冷温水発生機等を設ける機械室は，省令第 13 条第 3 項第 3 号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

エ　省令第 13 条第 3 項第 6 号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」として，開放型の廊下，通路，ひさし等のうち，直接外気に面するそれぞれの部分については，次の（ｱ）または（ｲ）に該当する部分で，かつ，当該部分（常時開放されている部分に限る。）の断面形状部分（以下この項において「有効な吹きさらし部分」という。）は，当該場所として取り扱うことができる（第 1-3-1 図参照）。

なお，店舗，倉庫等に使用される部分及びヘッドが有効に感知できることが予想される部分にあっては，当該部分にヘッドを設けて警戒すること。

(ｱ) 開口高さが 5m未満の場合

次のａから ｃ に該当する場合は，外部の気流が流通する場所の範囲として，直接外気に面する部分から 5mとすることができる。

ａ　有効な吹きさらし部分は，1m以上の高さ又は床面から天井（天井がない場合は，屋根）までの高さ（以下この項において天井高という。）の 3 分の 1 以上であること。

ｂ　有効な吹きさらし部分は，天井高の 2 分の 1 以上の位置より上に存していること。

ｃ　開放型の廊下，通路等の天井面から小ばり，垂れ壁等の下端までは，30cm 以下であること。

(ｲ) 開口高さが 5m以上の場合

次のａから ｃ に該当する場合は，外部の気流が流通する場所の範囲として，直接外気に面する部分から開口高さの距離とすることができる。

ａ　有効な吹きさらし部分は,床面から天井（天井がない場合は，屋根）までの高さの 3 分の 1 以上であること。

ｂ　有効な吹きさらし部分は，天井高の 2 分の 1 以上の位置より上に存していること。

ｃ　開放型の廊下，通路等の天井面から小ばり，垂れ壁等の下端までは，天井高の 6 分の 1 未満であること。

開口高さが5m未満の場合

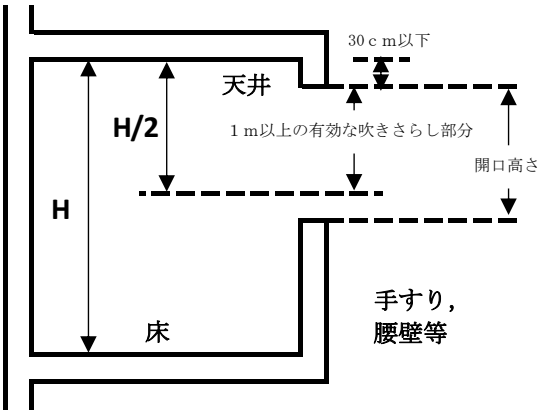

有効な吹きさらし部分が１m以上あるもの

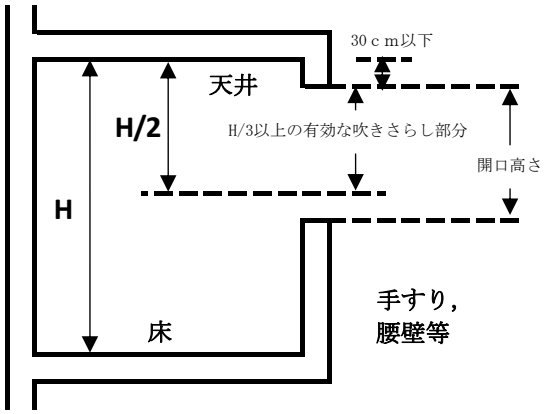

有効な吹きさらし部分が天井高の1/3以上あるもの（例）

開口高さが5m以上の場合

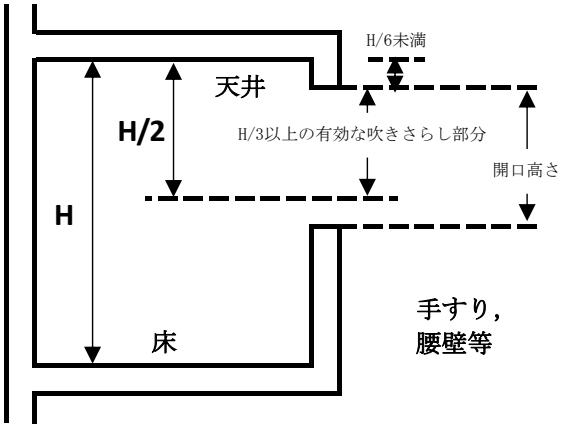

有効な吹きさらし部分が天井高の1/3以上あるもの（例）

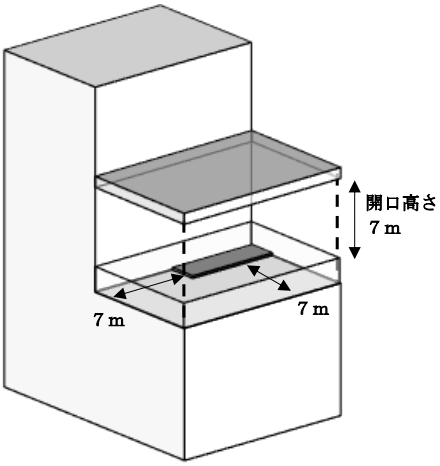

開口高さ5m未満 → 5m未満

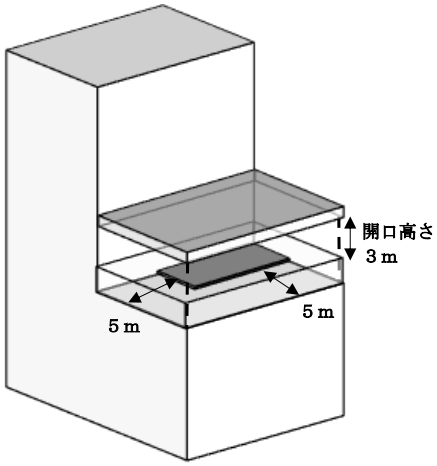

開口高さ5m以上 → 開口高さの距離

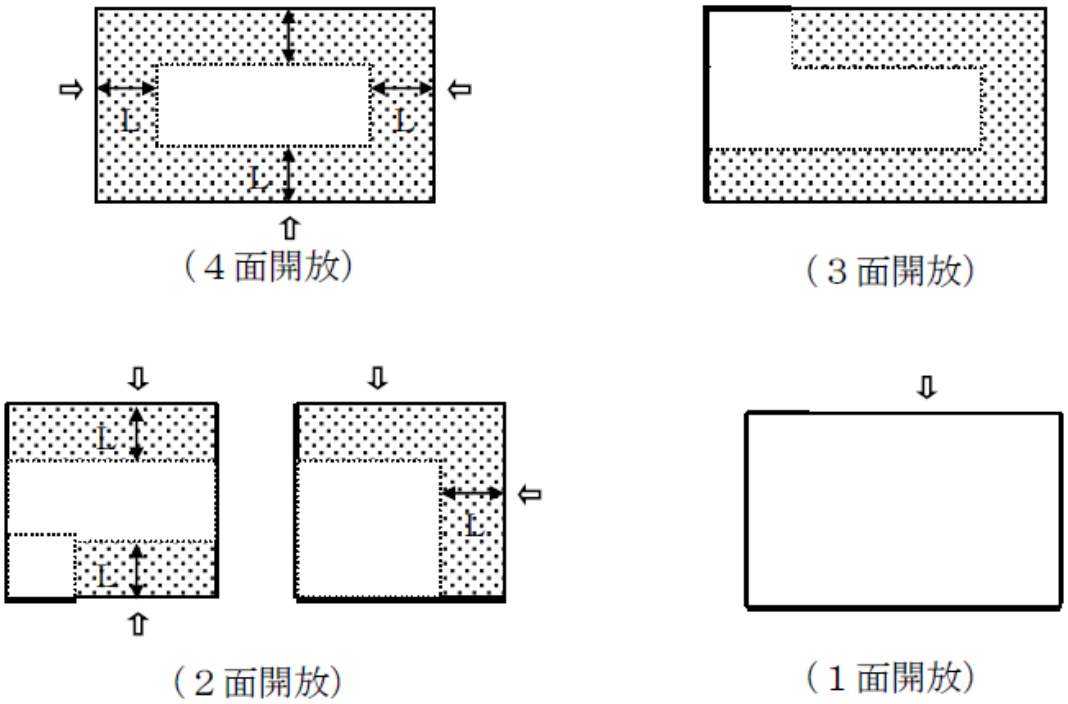

Ｌ：外気に面する場所（網かけの部分）の例

第 1-3-1 図

オ　次の場所は，省令第 13 条第 3 項第 7 号に規定する「その他これらに類する室」として取扱ことができる。

(ｱ) 回復室，洗浄滅菌室，器材室，器材洗浄室，器材準備室，滅菌水製造室，洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。），陣痛室，沐浴室及び汚物室

(ｲ) 無響室，心電図室，心音室，筋電室，脳波室，基礎代謝室，ガス分析室，肺機能検査室，胃カメラ室，超音波検査室，採液及び採血室，天秤室，細菌検査室及び培養室，血清検査室及び保存室，血液保存に供される室並びに解剖室

(ｳ) 人工血液透析室に附属する診療室，検査室及び準備室

(ｴ) 特殊浴室，蘇生室，バイオクリン室（白血病，肝臓移植，火傷等治療室），授乳室及び調乳室，新生児室，未熟児室，離隔室及び観察室（未熟児の観察に限る。）

(ｵ) 製剤部の無菌室，注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）

(ｶ) 医療機器を備えた診療室及び理学療法室

(ｷ) 手術関連のモニター室，ギプス室，手術ホールの廊下

(ｸ) 病理検査室，生化学検査室，臨床検査室，生理検査室等の検査室

(ｹ) 霊安室

カ　次の場所は，省令第13条第3項第8号に規定する室として取扱うことができる。

(ｱ) 放射性同位元素に係る治療室，管理室，準備室，検査室，操作室及び貯蔵庫

(ｲ) 診断及び検査関係の撮影室，透視室，操作室，暗室，心臓カテー

テル室及びＸ線テレビ室

(2) 省令第13条第3項の規定以外のヘッドの設置を省略できる部分

ア　次の部分は，政令第32条の規定を適用し，ヘッドの設置を省略できる。この場合，当該部分（(ｶ) 及び (ｷ) を除く。）は，屋内消火栓，又は補助散水栓で有効に警戒されていること。

(ｱ) 金庫室で，当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており，かつ，金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けてある場合

(ｲ) 不燃材料で造られた冷凍室又は冷蔵室で，自動温度調節装置が設けられ，かつ，守衛室等常時人のいる場所に警報が発せられる場合

(ｳ) アイススケート場のスケートリンク部分で，常時使用されている場合

(ｴ) プール及びプールサイドで，可燃物品が置かれていない場合（乾燥室，売店等の付属施設を除く。）

(ｵ) 風除室（回転ドアを含む。）で，可燃性物品が置かれていない場合

(ｶ) 収納庫（押入れ，クローゼット，物入れ等）で，棚等があり人の出入りができないもので，当該収納庫の扉等側に設けられているヘッドで有効に警戒されている部分（第1-3-2図参照）

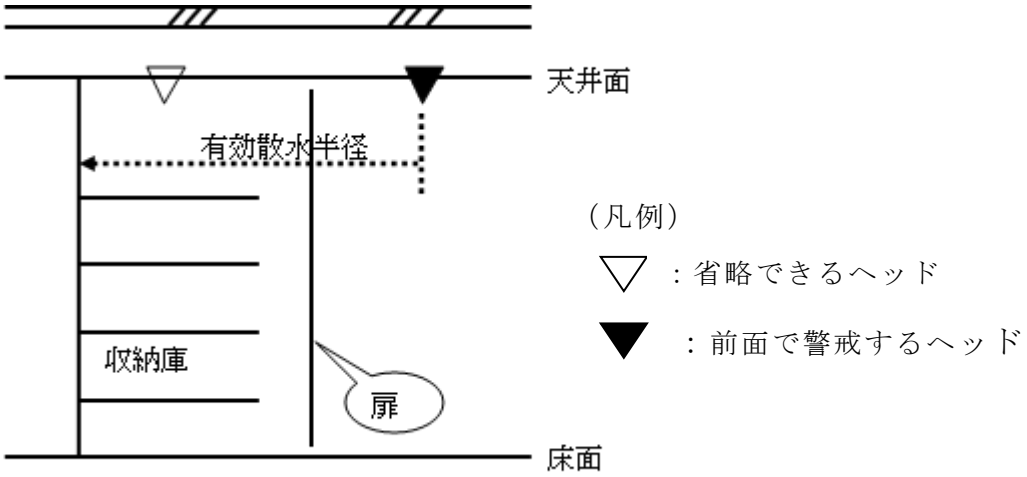

第 1-3-2 図　壁面収納庫の上部のヘッドを省略した例

(ｷ) ちゅう房等に設けられているフード下の部分で，フード等用簡易自動消火装置又は補助散水栓で有効に警戒されている場合

(ｸ) 無人の変電所等で，次の条件に全て適合する電気室，機械室等への専用の機器搬入路，通路等（機器搬入のための車両が通行又は停車しないものに限る。）の部分

a　屋内消火栓又は補助散水栓で有効に警戒されていること。

b　可燃性の物品等が置かれていないこと。

c　他の部分と耐火構造の柱若しくは壁，床又は建基政令第112条第14項第1号に規定する構造の防火設備等で防火区画され，かつ，天井及び壁の仕上げが下地を含め不燃材料で造られていること。

(ｹ) 喫煙ブース内の部分で，建物の天井面に設置されたヘッドで当該ブースを有効に警戒されている場合（第1-3-3図参照）

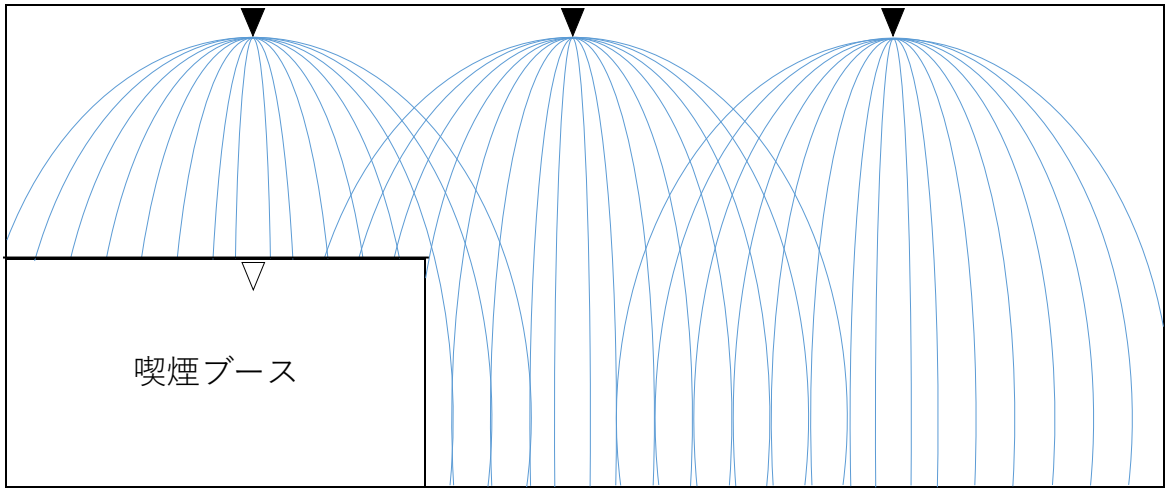

▼　：　ＳＰヘッドの設置を要する部分

▽　：　ＳＰヘッドの設置を免除できる部分

第1-3-3図

イ　政令第12条第2項第3号の規定により，開口部に設置することとされているヘッドは，政令第32条の規定を適用し，政令第12条第2項第2号に規定する水平距離内のヘッドにより代替することができる。

２　はり，たれ壁及び間仕切り壁等がある場合

(1) はり，たれ壁がある場合の閉鎖型ヘッドの設置は，原則として，第1-3-4図及び第1-3-1表の例によること。ただし，同図Ｈ及びＤの値については，当該ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒される場合には，この限りでない。

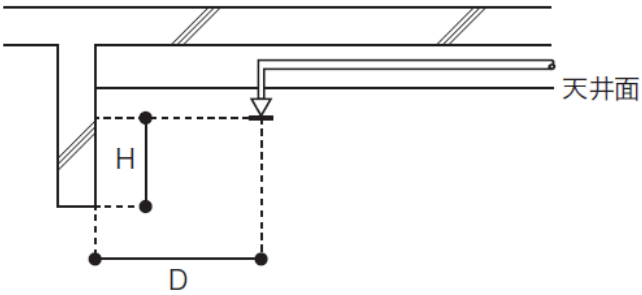

第1-3-4図

D（m）	H（m）
0.75未満	0
0.75以上1.00未満	0.10未満
1.00以上1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

第1-3-1表

(2)　天井面まで立上げない間仕切壁等を設ける場合は，原則として，散水障害が生じないようヘッドを配置すること。ただし，第1-3-5図及び第1-3-2表の例によれば，この限りでない。

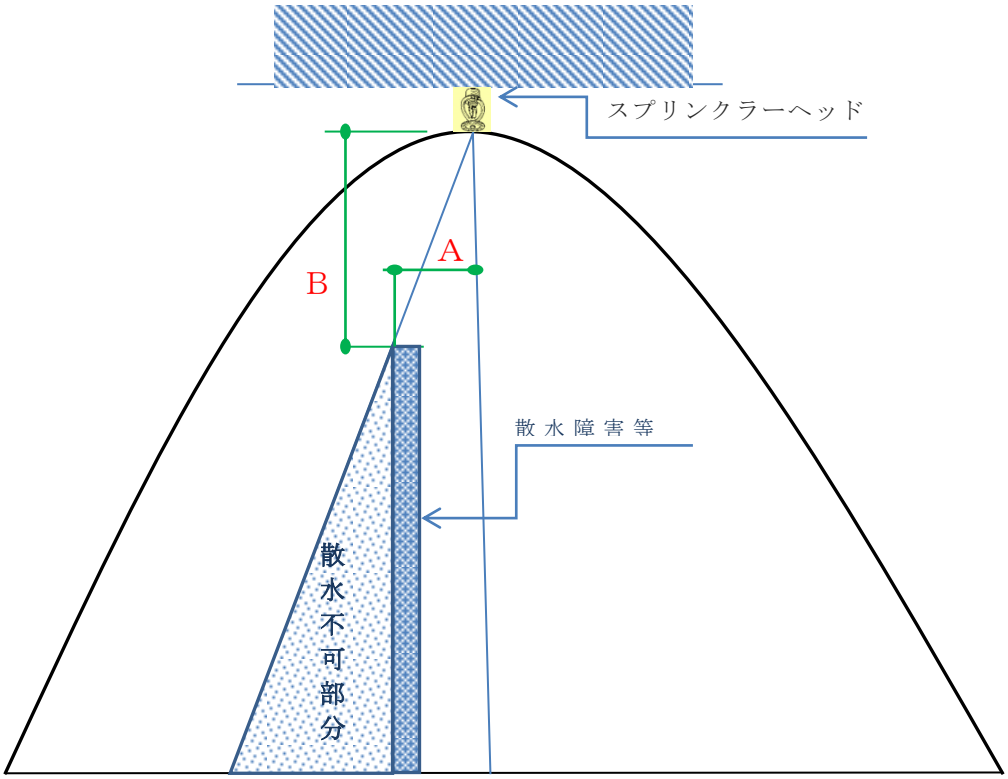

第1-3-5図

散水障害とならない簡易な間仕切り壁等の位置関係一覧表
（ヘッド放水圧力　1kg/cm²）　　単位：m/m

A	B	A	B
100	450以上	1,100	900以上
200	450	1,200	900
300	450	1,300	900
400	500	1,400	900
500	600	1,500	900
600	700	1,600	900
700	700	1,700	900
800	700	1,800	900
900	700	1,900	900
1,000	800	2,000	900

第1-3-2表

(3)　間仕切り用のアコーディオンカーテン等が設けられている場合は，間仕切りごとにヘッドを設けること（第 1-3-6 図参照）。ただし，病院，福祉施設等のベッド周りの天井吊り用メッシュ付きカーテンにあっては，この限りでない。

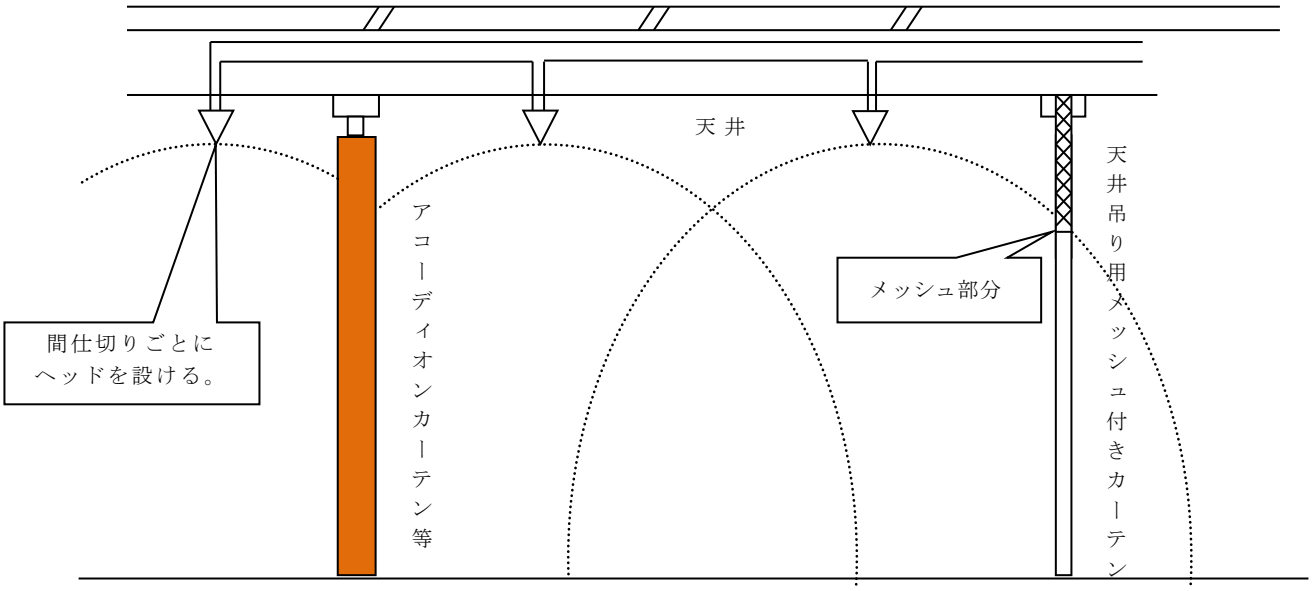

第 1-3-6 図

(4) ルーバー等（取付ヘッドの作動温度以下で溶融等し，かつ，熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井（以下この項において「飾り天井等」という。）が設けられる場合には，飾り天井等の下面にもヘッドを設けること。ただし，格子材等の厚さ，幅及び取付状態が著しく散水を妨げるものではなく，開放部分の面積の合計が飾り天井の70％以上であり，かつ，ヘッドのデフレクターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合には，この限りでない（第1-3-7図参照）。

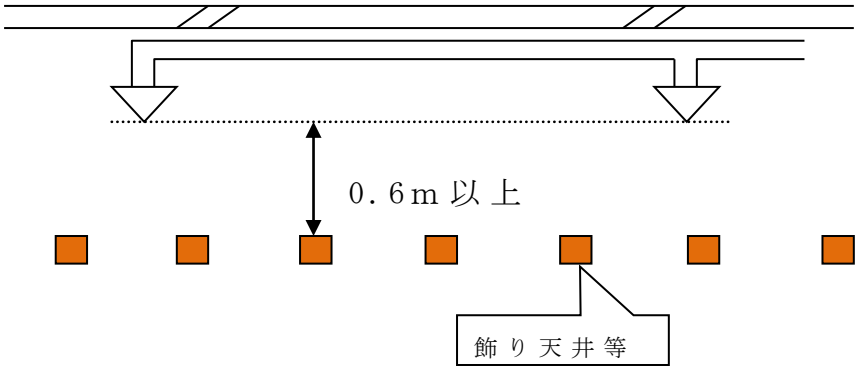

F L

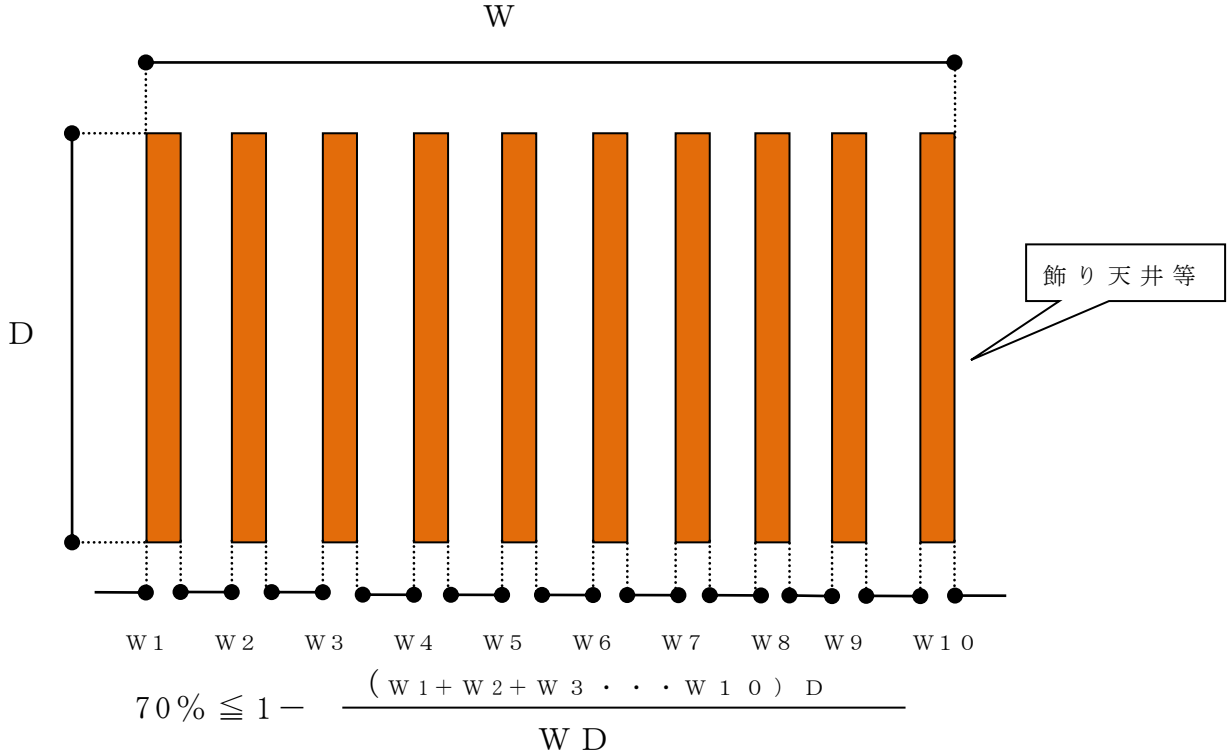

開放部分の面積の合計が飾り天井の70％以上

第1-3-7図

3　傾斜天井等の配置の間隔

(1) ヘッドを取り付ける面の傾斜が3／10（17°）を超えるもの

屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔は，当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の間隔の1／2以下の値とし，当該頂部からの垂直距離が1m以下となるように設けること。ただし，当該頂部のヘッドが設けられるものにあっては，この限りでない（第1-3-8図参照）。

（屋根の頂部にヘッドが設けられるもの）

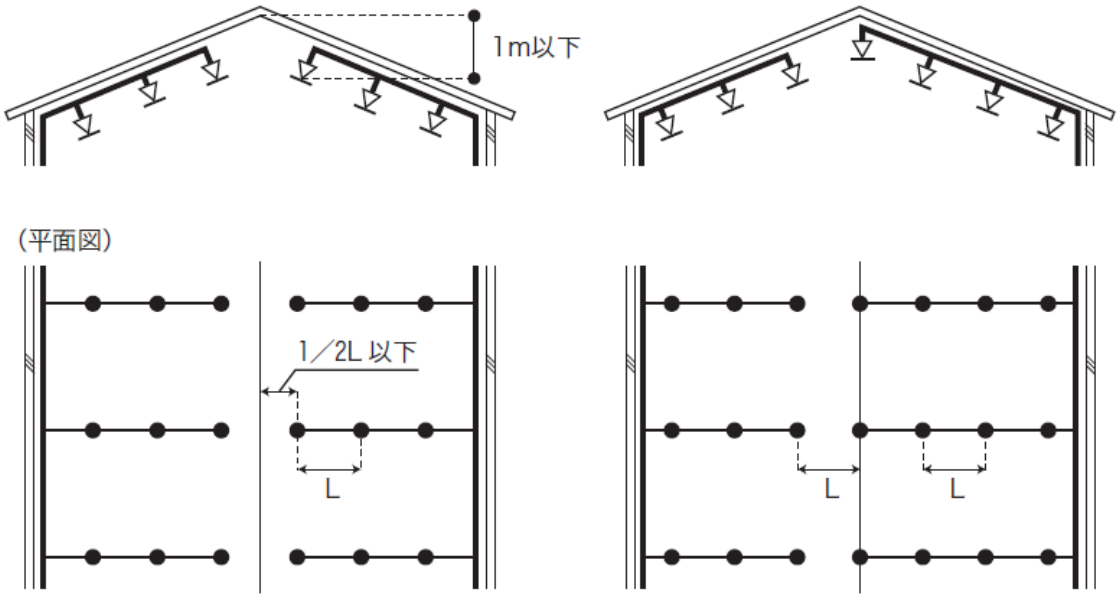

●：ヘッド　Ｌ：ヘッド間の水平距離

第1-3-8図

(2) ヘッドを取り付ける面の傾斜が45°を超えるもの

屋根又は天井の頂部に設ける場合にあっては，当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平離隔距離を0.6m以上とすることにより，当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離が1mを超えて設けることができる（第1-3-9図参照）。

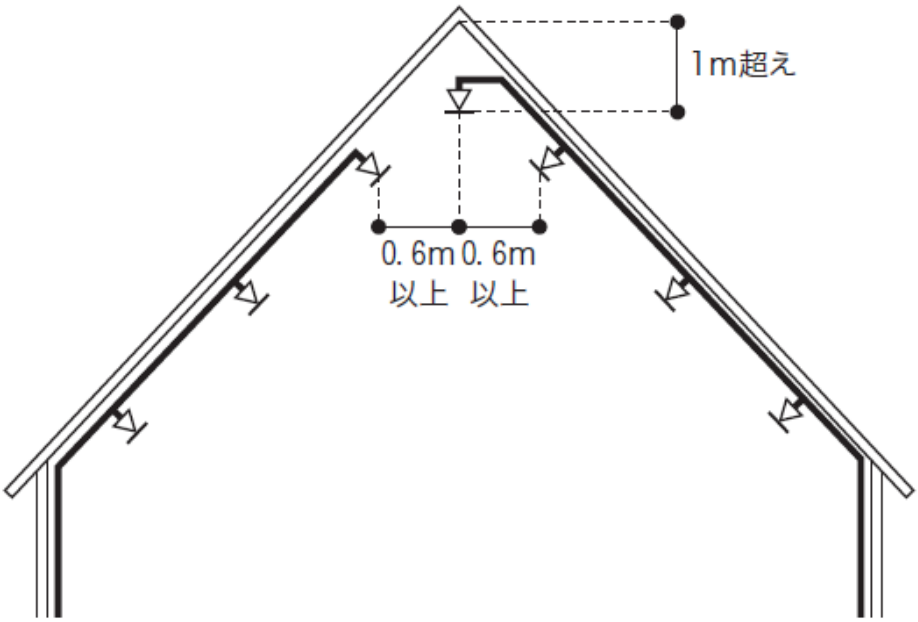

第 1-3-9 図

4　一の階に 2 以上の流水検知装置を設ける場合，当該流水検知装置等を設ける箇所の付近に受け持ち区域一覧図を備えておくこと（第 1-3-10 図参照）。

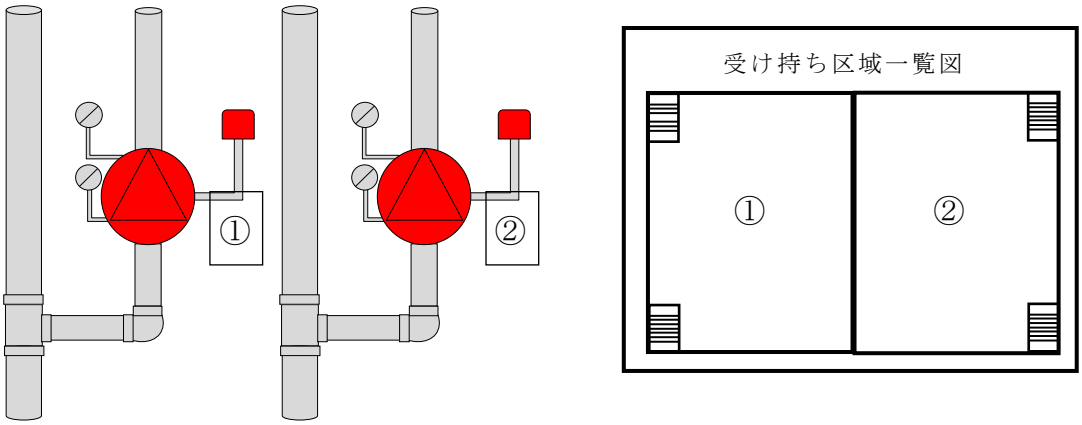

第 1-3-10 図

5　補助散水栓箱について

(1) 補助散水栓の表面には，補助散水栓と表示されていること。

(2) 補助散水栓に表示する補助散水栓の文字の大きさは，1 字につき 20cm^2 以上とすること。

(3) 消火栓箱の扉表面又は裏面に，操作方法を示す表示シールを貼付すること。

(4) 連結送水管の放水口と併設するものは，第２　屋内消火栓設備．４．(3) の例による表示をすること。

6　省令第 13 条の 6 第 4 項第 6 号ロに規定する「各部分に有効に放水することができる」とは，ヘッドが設けられていない部分が間仕切壁等により放水できない部分が生じないよう，消防用ホースを延長する経路，消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し，有効に消火できるよう設けることをいうものであること（第 1-3-11 図参照）。

この場合の放水距離は，おおむね 10m とすること。

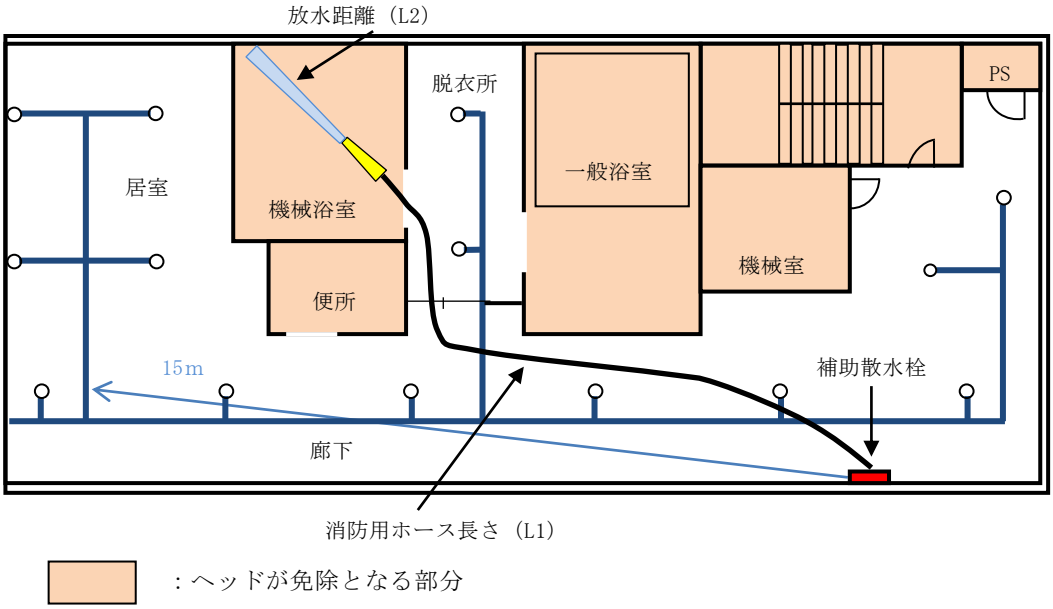

ヘッドが設けられていない部分まで，L1＋L2 以下となるように設けること。

第 1-3-11 図

7　ポンプの設置場所には，当該ポンプの設置場所である旨の表示を行うこと。
8　開閉弁又は止水弁には，常時開又は常時閉の表示をすること。
9　省令第 14 条第 1 項第 6 号ホに規定する「送水圧力範囲」を標示した標識は，各送水口ごとに第 1-3-12 図の例により設けること。

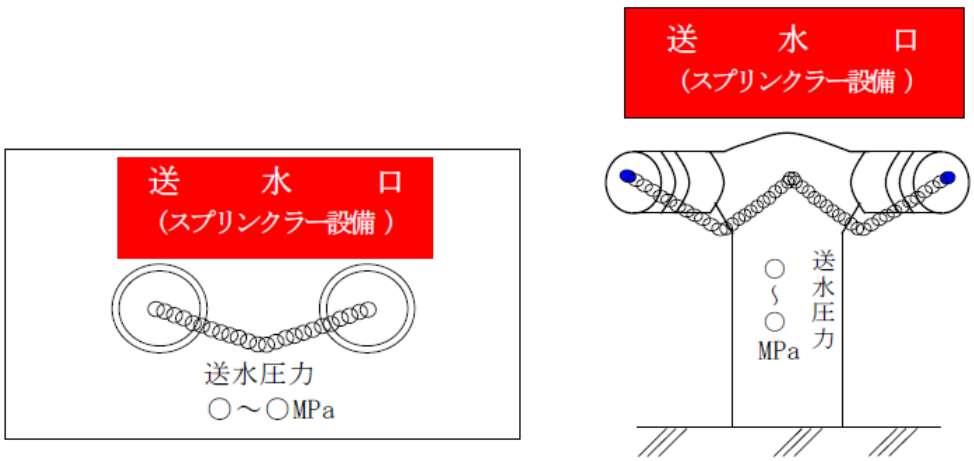

第1-3-12図

１０　特定施設水道連結型スプリンクラー設備

(1)　ヘッドの設置

省令第13条の5第1項及び第2項の規定によるほか，次によること。

ア　ヘッドは，防火対象物の床面から天井までの高さが 10mを超える部分を除き，水道連結型ヘッドを用いること。

イ　いす，ソファ，テーブル等が設置された娯楽，談話スペース等の通行の用に供しない部分は，省令第 13 条第 3 項第 9 号の 2 に規定する「廊下」には該当しないものとし，ヘッドを設置すること。

ウ　洗濯室は，省令第 13 条第 3 項第 9 号の 2 に規定する「脱衣所」には該当しないものとし，ヘッドを設置すること。

エ　省令第 13 条第 3 項第 9 号の 2 に規定する「脱衣所」に洗濯機又は衣類乾燥機が設置されている場合には，ヘッドを設置すること。

(2)　配管等

次に掲げる場合，特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管，管継手及びバルブ類の基準（平成 20 年消防庁告示第 27 号）第 4 号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられているもの」には該当しないものであること。

ア　配管等が，壁又は天井（内装仕上げを難燃材料でしたものに限る。）の裏面に設けられている場合

イ　配管等が，厚さ 50 ㎜以上のロックウール又はこれと同等以上の耐熱性を有するものにより被覆された場合

第４　泡消火設備

１　ポンプの設置場所には，当該ポンプの設置場所である旨の表示を行うこと。
２　開閉弁又は止水弁には，常時開又は常時閉の表示をすること。
３　２以上の放射区域を有する泡消火設備は，放射区域ごとに配管の一部を塗装し，当該放射区域の起動装置（配管又は操作部の部分）を同色で塗装すること（第 1-4-1 図参照）。

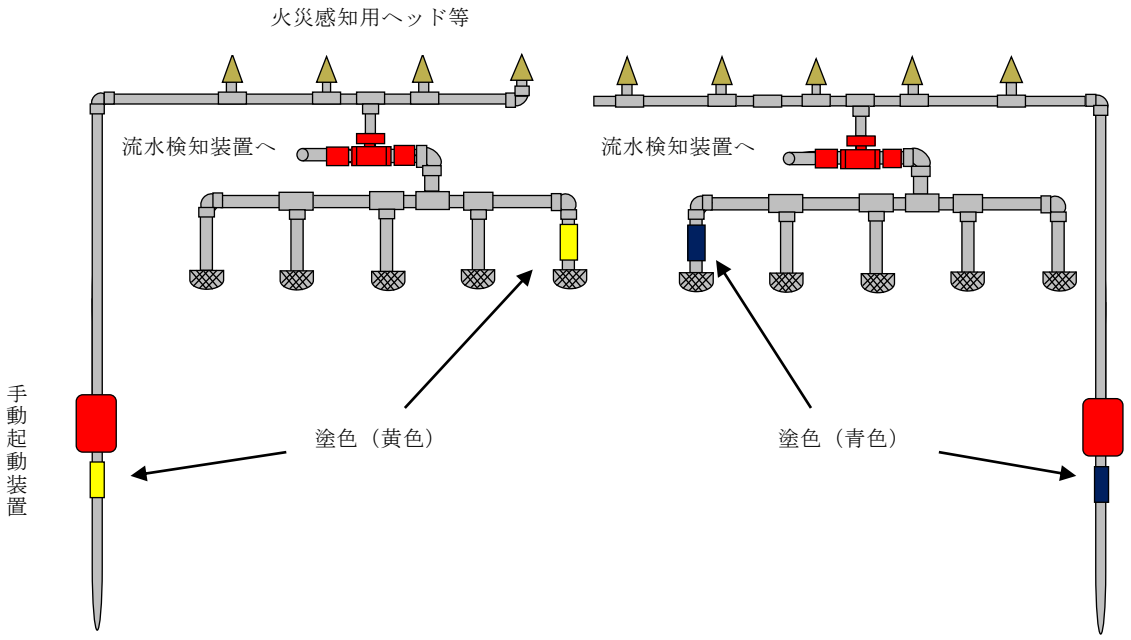

第 1-4-1 図

４　泡放射用具格納箱に表示する移動式泡消火設備の文字の大きさは，１文字につき 20cm^2 以上とすること。
５　政令第 15 条第 3 号に規定する「ホース接続口からの水平距離が 15ｍの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる」とは，間仕切壁等により放水できない部分が生じないよう，消防用ホースを延長する経路，消防用ホースの長さ及び放射距離を考慮し，有効に消火できるよう設けることをいうものであること。
　この場合の放射距離は，省令第 18 条第 2 項第 4 号に規定する泡水溶液が放射される際の距離によること（機器仕様書に明示された数値）。

第５　不活性ガス消火設備

１　自動式の起動装置は，省令第 19 条第 5 項第 16 号の規定によるほか，次によること。

(1) 複数の火災信号を受信した場合に起動する方式とし，一の信号については，消火設備専用（消火設備の制御盤に直接接続される感知器をいう。）の感知器とし，防護区画ごとに警戒区域を設けること。ただし，完全に無人の防火対象物は，一の信号で起動する方式とすることができる。

(2) 消火設備専用の感知器は，省令第 23 条第 4 項の規定の例により設けること。

(3) 消火設備専用の感知器及び自動火災報知設備の感知器によるＡＮＤ回路（消火設備専用の感知器のみの 2 信号によるＡＮＤ回路を含む。）とすること。

(4) 消火設備専用の感知器のみを設置した場合であっても，自動火災報知設備の感知器の作動を自動火災報知設備の受信機に明示すること。

２　点検時の誤作動を防止するため，次により区別表示をすること。

(1) 感知器ラベル

消火設備連動（自動火災報知設備の受信機に直接又は中継器を介して接続される感知器であって，かつ，当該感知器の火災信号を受けて受信機が消火設備の制御盤に火災である旨の信号を送出するものをいう。）及び消火設備専用の感知器には，次に掲げる表示を貼付すること（第 1-5-1 図参照）。

なお，感知器に貼付する箇所は，第 1-5-2 図の例によること。

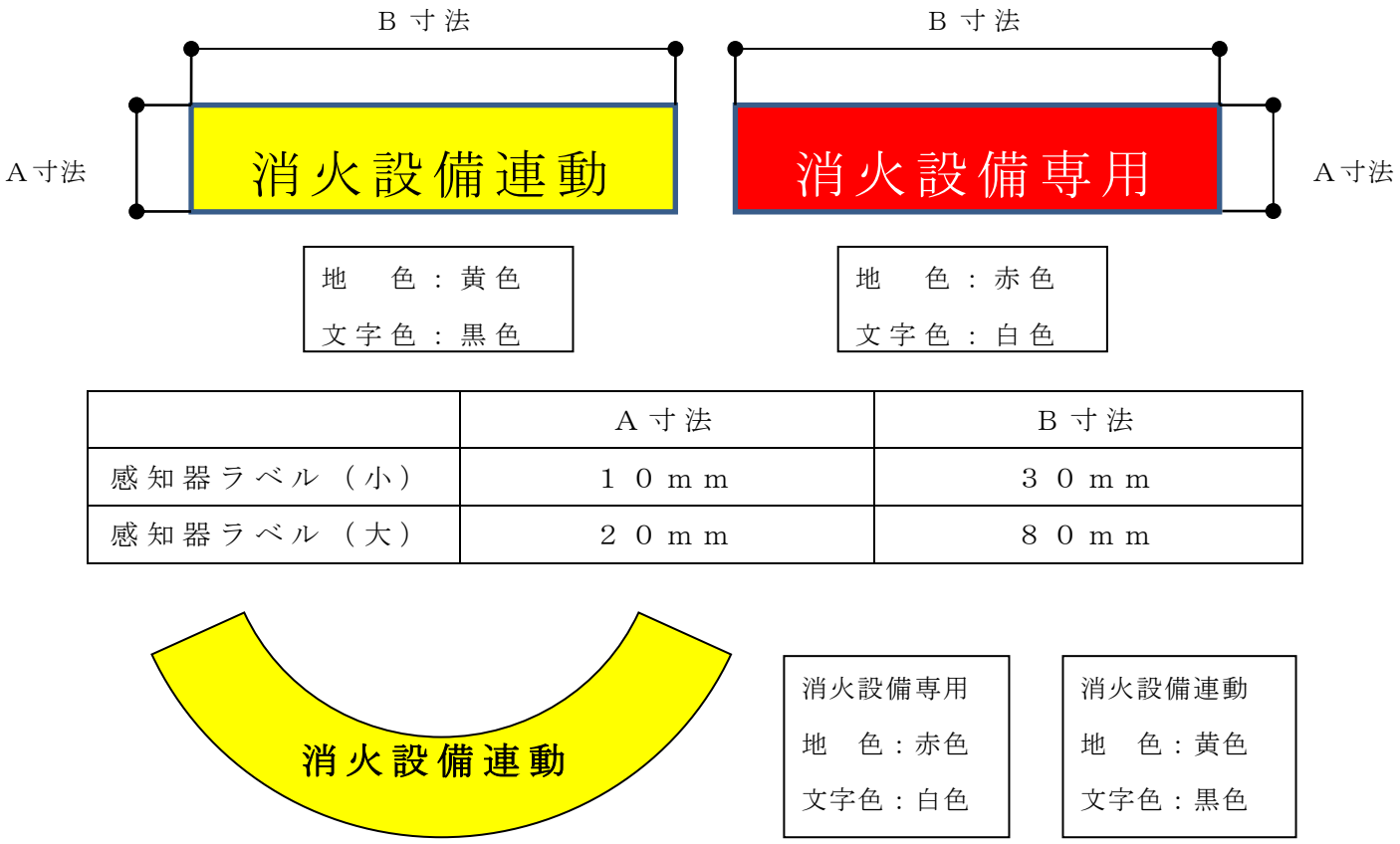

	Ａ寸法	Ｂ寸法
感知器ラベル（小）	１０ｍｍ	３０ｍｍ
感知器ラベル（大）	２０ｍｍ	８０ｍｍ

第 1-5-1 図

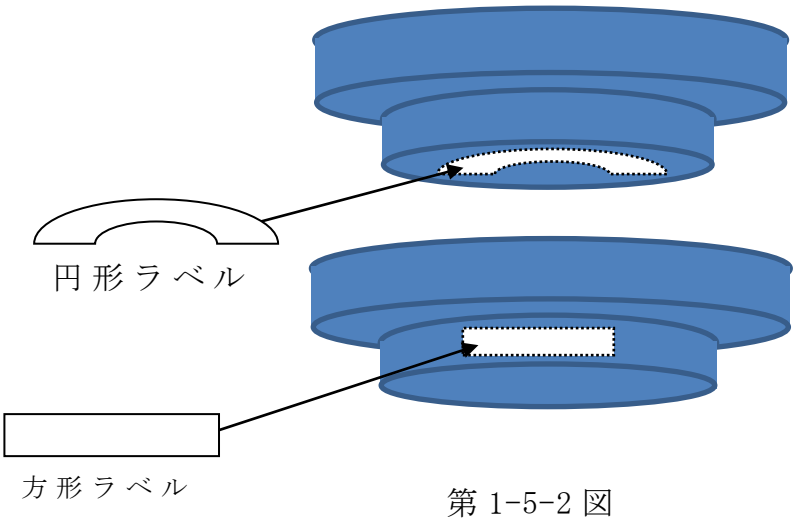

第 1-5-2 図

(2) 受信機ラベル

自動火災報知設備の受信機であって，消火設備の制御盤に対して火災である旨の信号を送出するものにあっては，次に掲げる表示を受信機に貼付すること（第 1-5-3 図参照）。

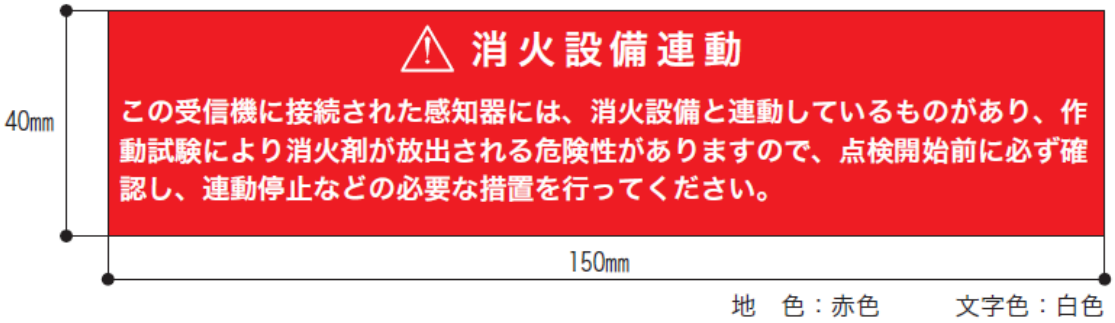

第 1-5-3 図

3　音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は，当該防護区画及び防護区画に隣接する部分については，自動火災報知設備（音声により警報を発するものに限る。）又は放送設備の鳴動を自動的に停止し，又は設置位置若しくは音圧レベルを調整することにより，音声メッセージの内容の伝達に支障をきたさないよう措置すること。

4　次に掲げる場所は，省令第 19 条第 5 項第 1 号の 2 に規定する「常時人がいない部分以外の部分」に該当するものであること。なお，当該部分にやむを得ずガス系の消火設備を設置する場合には，ハロゲン化物消火設備（ハロン 1301）を設置すること（当該部分に、不活性ガス消火設備のうち，窒素、IG－55 若しくは IG－541 又はハロゲン化物消火設備のうち，HFC－23 若しくは HFC－227ea を設置する場合は，(一財)日本消防設備安全センターが運営する「ガス系消火設備等評価委員会」による評価制度を活用し，政令第 32 条の規定を適用する場合を除く。）。

(1) 当該部分の用途，利用状況等から判断して，部外者，不特定の者等の出入りするおそれのある部分

(2) 当該部分の用途，利用状況等から判断して，関係者，部内者等定常的

に人のいる可能性のある部分
(3) 防災センター，中央管理室その他総合操作盤，中央監視盤等を設置し，常時人による監視，制御等を行う必要がある部分

5　厨房設備が設置されている部分において，政令第 12 条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置し，かつ，次の全てに適合する場合，政令第 32 条の規定を適用し，政令第 13 条に規定する特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

(1) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に火災伝送防止装置としてフード等用簡易自動消火装置が技術上の基準に従い設置されていること
(2) 熱源に液体燃料を使用しないこと
(3) 気体燃料を使用する厨房設備の場合，フード等簡易自動消火装置の起動及び多量の火気を使用する厨房室のスプリンクラー設備の作動と連動して当該厨房設備すべての気体燃料の供給を停止すること
(4) 固体燃料を使用する厨房設備の場合，油脂を含む蒸気が自動洗浄等により排気ダクト内に入らない装置が設けられているもの（グリス除去装置）

第 6　ハロゲン化物消火設備

1　自動式の起動装置は，省令第 19 条第 5 項第 16 号の規定によるほか，第　5 不活性ガス消火設備. 1 及び 2 を準用すること。

2　音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は，当該防護区画及び防護区画に隣接する部分については，自動火災報知設備（音声により警報を発するものに限る。）又は放送設備の鳴動を自動的に停止し，又は設置位置若しくは音圧レベルを調整することにより，音声メッセージの内容の伝達に支障をきたさないよう措置すること。

第 7　粉末消火設備

1　起動装置は，省令第 21 条第 4 項第 14 号の規定によるほか，第　5 不活性ガス消火設備. 1 及び 2 を準用すること。

2　音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は，当該防護区画及び防護区画に隣接する部分については，自動火災報知設備（音声により警報を発するものに限る。）又は放送設備の鳴動を自動的に停止し，又は設置位置若しくは音圧レベルを調整することにより，音声メッセージの内容の伝達に支障をきたさないよう措置すること。

3　政令第 18 条第 3 号に規定する「ホース接続口からの水平距離が 15ｍの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる」とは，間仕切壁等により放射できない部分が生じないよう，ホースを延長する経路，ホースの長さ及び放射距離を考慮し，第 1-7-1 図のように有効に消火できるよう設けることをいう。

この場合の放射距離は，当該設置される移動式粉末消火設備の消火剤の放射される際の距離によること（機器仕様書に明示された数値の短い距離とすること。）。

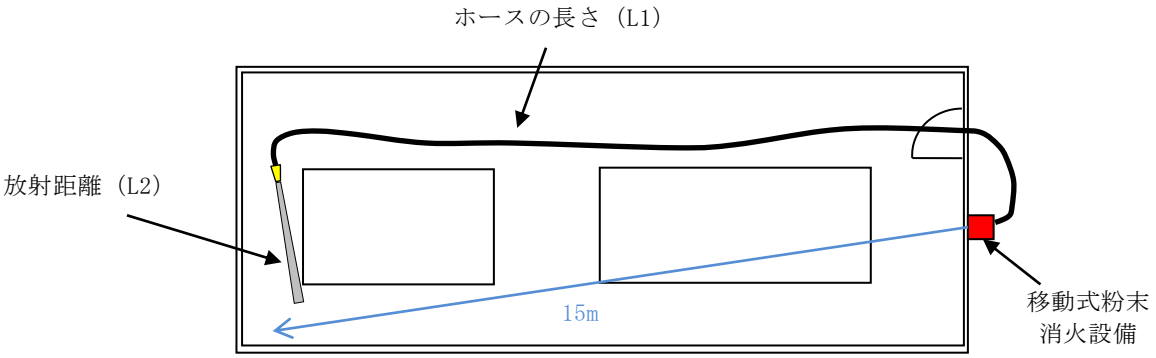

防護対象物の各部分からホース接続口まで，L1＋L2 以下となるように設けること。

第８　屋外消火栓設備

１　同一防火対象物において，他の消火設備とポンプの併用又は兼用する場合，各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。また，ポンプが一の消火設備として起動した際に，他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

２　ポンプの設置場所には，当該ポンプの設置場所である旨の表示を行うこと。

３　開閉弁又は止水弁には，常時開又は常時閉の表示をすること。

４　屋外消火栓箱に表示するホース格納箱及び消火栓の文字の大きさは，1 字につき，20cm^2 以上とすること。

５　政令第 11 条第 4 項の規定により，屋内消火栓設備の代替として屋外消火栓設備を設置する場合において，同条第 3 項第 1 号ハに規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは，屋外消火栓設備にあっては，ホース接続口からの水平距離が 40ｍの範囲内で，かつ，当該範囲内に消防用ホースを延長することができ，有効に消火できる部分をいう（第 1-8-1 図参照）。

なお，この場合の放水距離は，おおむね 15ｍとすること。

したがって，「有効範囲内の部分」以外の部分については，当該部分に屋内消火栓設備の設置が必要であること（第 1-8-2 図参照）。

１階

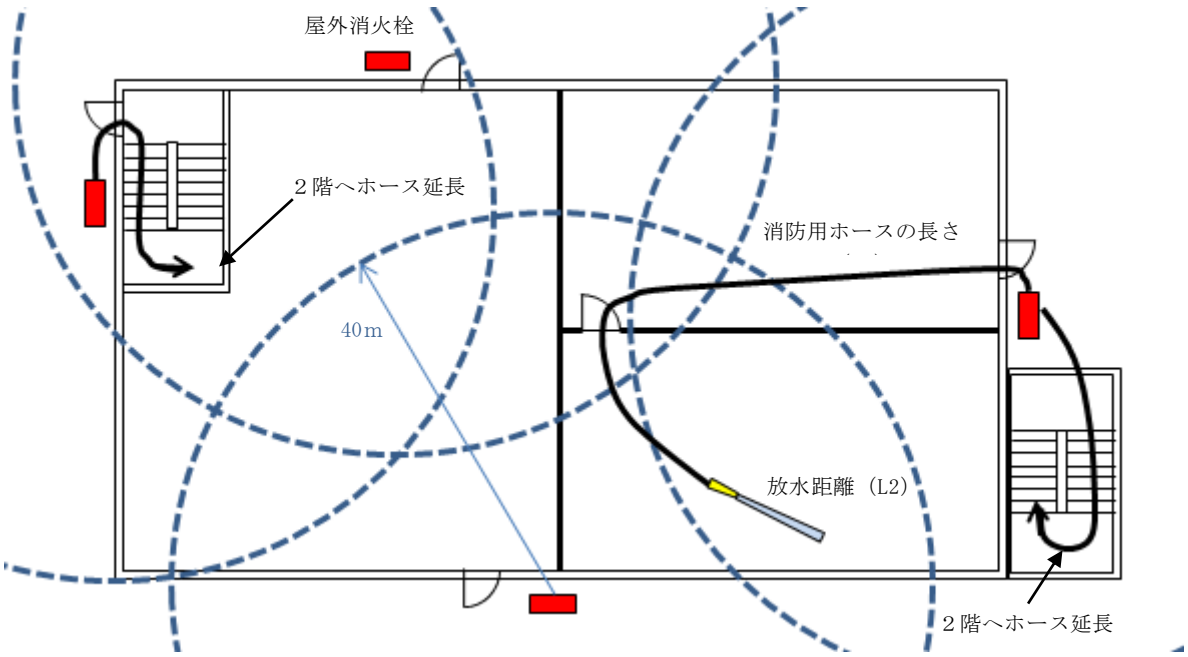

２階

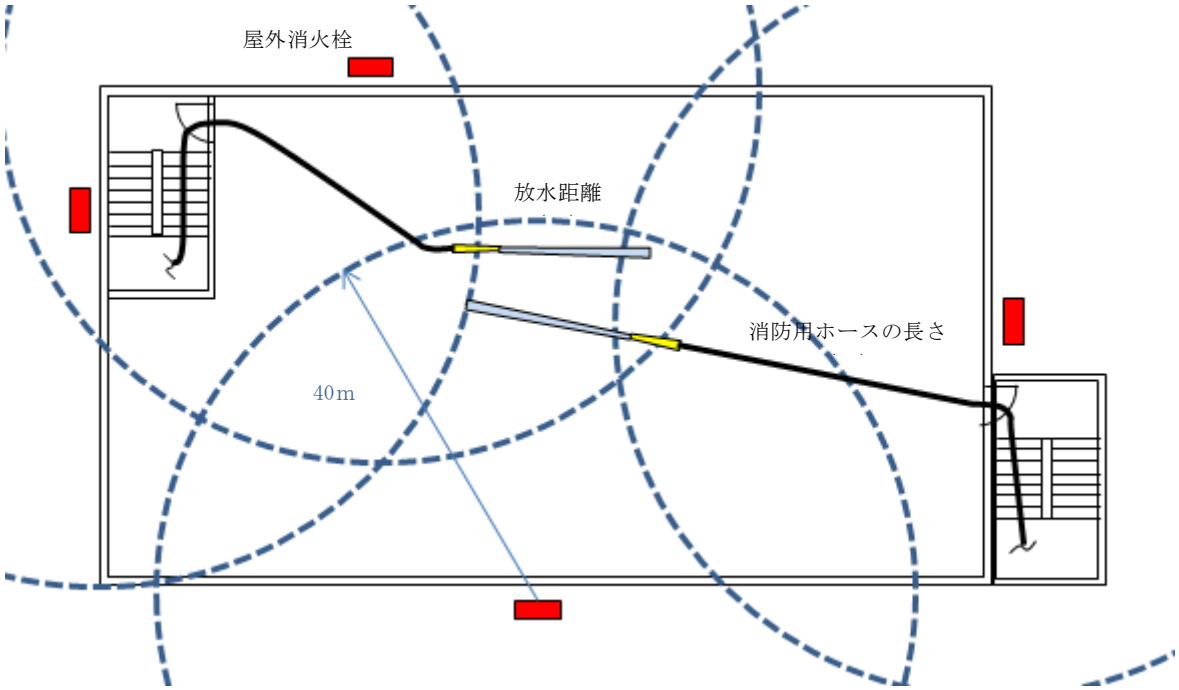

政令第11条第4 項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは，
Ｌ１＋Ｌ２以下，かつ，ホース接続口からの水平距離が 40m以下の範囲をいう。

第 1-8-1 図

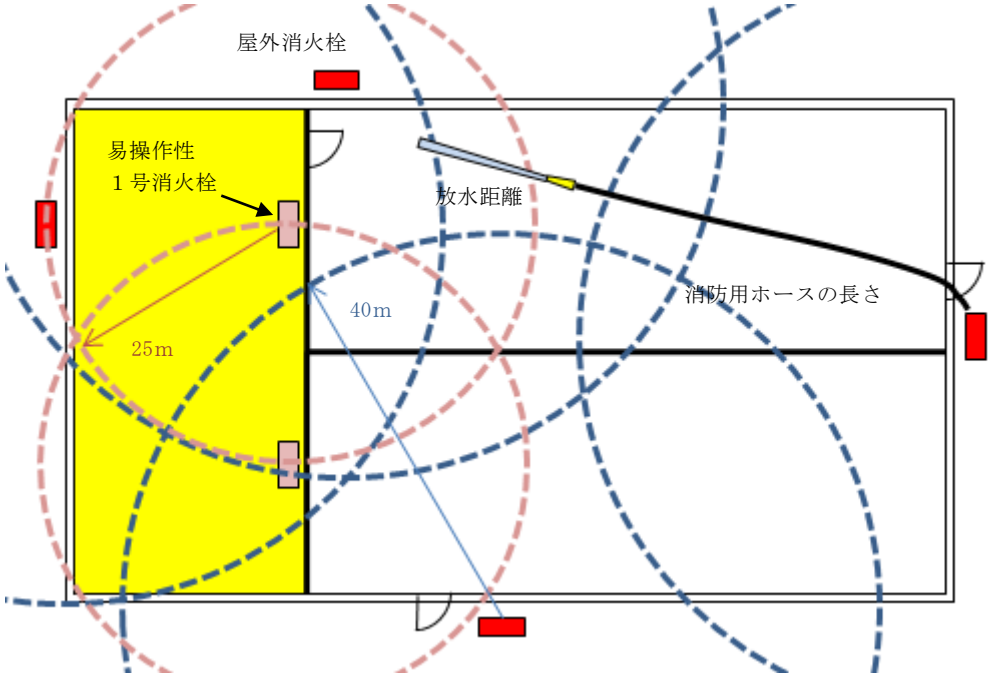

建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が40m以下であっても，当該有効範囲内に消防用ホースを延長することができず，有効に消火することができない部分が存する場合は，屋内消火栓設備を設置する必要がある。

第 1-8-2 図

第９　動力消防ポンプ設備

政令 20 条第 4 項第 4 号に規定する「水源の直近の場所に常置すること。」とは可搬消防ポンプが水源のおおむね 3m以内の場所に常置してあるものをいうこと。

第１０　パッケージ型消火設備

１　パッケージ型消火設備を設置することができる場所について
省令第 19 条第 6 項第 5 号の規定及び各論第８節　火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所の取り扱い. 第２の規定に該当する場所であること。

２　間仕切壁等により放射できない部分が生じないよう，ホースを延長する経路，ホースの長さ及び放射距離（第 1-10-1 表参照）を考慮し，当該階の各部分に有効に放射することができるよう設けること（第 1-10-1 図参照）。
なお，この場合の放射距離は，おおむね 10mとすること。ただし，機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は，当該機器仕様書に明示された放射距離とすることができる。

種類	水平距離（m）	防護面積（㎡）	ホース長さ（m）	放射距離（m）
Ⅰ型	20m	850 ㎡以下	25m	10m（注）
Ⅱ型	15m	500 ㎡以下	20m	

（注）機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は，当該機器仕様書に明示された放射距離

第 1-10-1 表

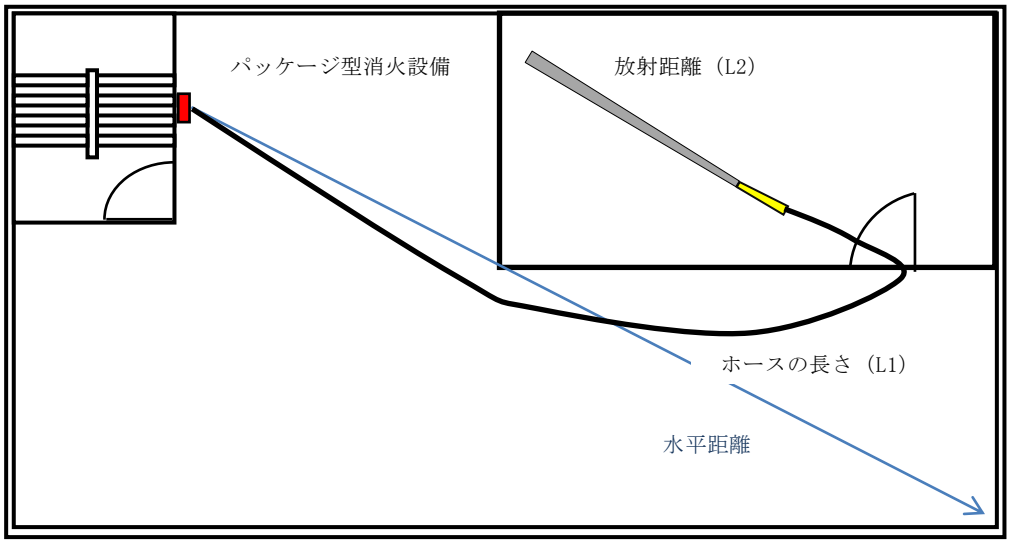

防火対象物の各部分からホース接続項まで，
L1+L2 以下になるよう設けること。

第 1-10-1 図